

第3章 盛土等に関する工事の届出等

第1節 届出等の手続きの概要

1 届出等が必要な盛土等に関する工事

(1) 規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事

【法】(工事等の届出)

第21条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から21日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3・4 略

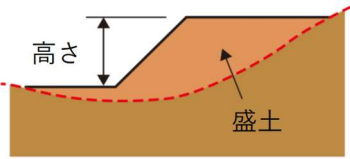
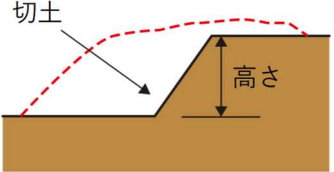
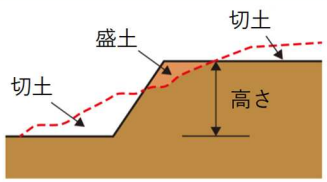
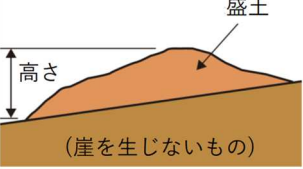
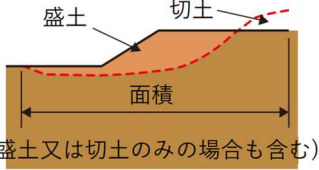
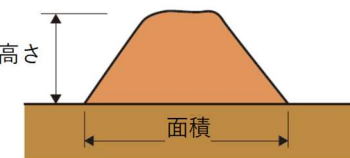
※特定盛土等規制区域については、第40条で同様に規定

【解説】

盛土規制法に基づく規制区域の指定、つまり、規制開始時点で、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、表3-1に示す規模に該当する盛土等に関する工事を行っている場合、工事主は規制開始日から21日以内に届出をする必要があります。

届出が受理された場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などが公表されるほか、関係市町村にその内容が通知されます。

表 3-1 規制区域指定の際に着手済みで届出が必要な盛土等に関する工事の規模

行為	宅地造成等工事規制区域 及び 特定盛土等規制区域	イメージ図
宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で高さが1 m超の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが2 m超の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
	④ 盛土で高さが2 m超となるもの（①、③を除く）	
	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く）	
土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが2 m超かつ面積が300㎡超となるもの	
	⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの	

※ 「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

(2) 擁壁等に関する工事

【法】（工事等の届出）

第 21 条 略

2 略

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の14日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 略

※特定盛土等規制区域については、第40条で同様に規定

【政令】（届出を要する工事）

第26条 法第21条第3項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

※特定盛土等規制区域については、第34条で同様に規定

【解説】

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内の土地において、次に示す全部又は一部を除却する工事を行う場合は、当該工事に着手する日の14日前までに届出をする必要があります。

なお、盛土規制法に基づき許可を受けた盛土等に関する工事又は特定盛土等規制区域内において届出をした特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行う過程で、擁壁等を除却する場合、届出は不要です。

- ① 高さが2 m超の擁壁又は崖面崩壊防止施設
- ② 地表水等を排除するための排水施設
- ③ 地滑り抑止ぐい等

(3) 公共施設用地の転用

【法】（工事等の届出）

第21条 略

2・3 略

4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から14日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、第40条で同様に規定

【解説】

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地

等に転用した場合は、当該用地を転用した日から 14 日以内に届出をする必要があります。

なお、盛土規制法に基づき許可を受けた盛土等に関する工事又は特定盛土等規制区域内において届出をした盛土等に関する工事を行う過程で、公共施設用地を宅地又は農地等に転用する場合、届出は不要です。

(4) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（許可対象規模未満の工事）

【法】（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等）

第 27 条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の 30 日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3・4 略

5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第 1 項の規定による届出をしたものとみなす。

【政令】（特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第 27 条 法第 27 条第 1 項ただし書の政令で定める工事は、第 5 条第 1 項各号に掲げるものとする。

【政令】（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等）

第 5 条 法第 12 条第 1 項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 13 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 36 条、第 37 条、第 39 条第 1 項若しくは第 48 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 二 鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 63 条第 1 項の規定による届出をし、又は同条第 2 項（同法第 87 条において準用する場合を含む。）若しくは同法第 63 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による認可を受けた者（同法第 63 条の 3 の規定により同法第 63 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 三 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条若しくは第 33 条の 5 第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 33 条の 13 若しくは第 33 条の 17 の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 四 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条若しくは第 20 条第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第 23 条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

【解説】

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事のうち、表 3-2 に示す規模に該当するものは、盛土等に関する工事に伴う災害を防止する観点から、当該工事に着手する 30 日前までに、届出をする必要があります。

届出が受理された場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などが公表されるほか、関係市町村長にその内容が通知されます。

なお、届出をする必要のある規模であっても、表 3-3 に示すとおり、政令で規定する災害の発生のおそれがないと認められる工事については、届出は不要です。詳細は「第 1 章 盛土規制法の概要」を参照してください。また、都市計画法開発許可の申請をした場合は、特定盛土等に関する工事について届出をしたものとみなされるため、別途、盛土規制法に基づく届出は不要です。

表 3-2 特定盛土等規制区域内において届出が必要な盛土等に関する工事の規模

行為	特定盛土等規制区域	イメージ図
特定盛土等	① 盛土で高さが 1 m 超の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが 2 m 超の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2 m 超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
	④ 盛土で高さが 2 m 超となるもの（①、③を除く）	
	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超となるもの（①～④を除く）	
土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが 2 m 超かつ面積が 300㎡超となるもの	
	⑦ 最大時に堆積する面積が 500㎡超となるもの	

※ 「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

表 3-3 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で届出が不要なもの

根拠法令	工事種別
法第 27 条第 1 項 政令第 27 条第 1 項	① 鉱山保安法の規定による届出を受けた者が行う工事等 ② 鉱業法の規定による認可を受けた者が行う工事等 ③ 採石法の規定による認可を受けた者が行う工事等 ④ 砂利採取法の規定による認可を受けた者が行う工事等 ⑤ ①から④に掲げる工事と同等以上に特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事
法第 27 条第 5 項	都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を申請した工事

(5) 盛土規制法に適合していることの証明

【省令】（法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付）

第 88 条 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項（同法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）若しくは第 6 条の 2 第 1 項（同法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号）第 3 条第 1 項の認定（同法第 4 条第 1 項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

【解説】

盛土規制法は、建築基準法における建築基準関係規定の一つとして位置付けられており、建築基準法に基づく建築確認申請の際、その計画が盛土規制法に適合していることを証する書面の添付を求められる場合があります。

「第 1 章 盛土規制法の概要」で述べたように、盛土規制法の規制対象であるものの災害の発生のおそれがないと認められる工事として許可が不要なものについては、必要に応じて省令第 88 条の規定により、盛土規制法に適合していることの証明書の交付を申請することができます。

2 届出等の手続きの流れ

【解説】

届出等が必要な盛土等に関する工事の手続きの流れは図 3-1 及び図 3-2 に示すとおりです。届出等の手続きは、書類が完備されていれば受理しますが、届出等の書類に不備がある場合は、補正を指示することになりますので、許可権者に届出等の内容を事前に確認してから、提出するようにしてください。

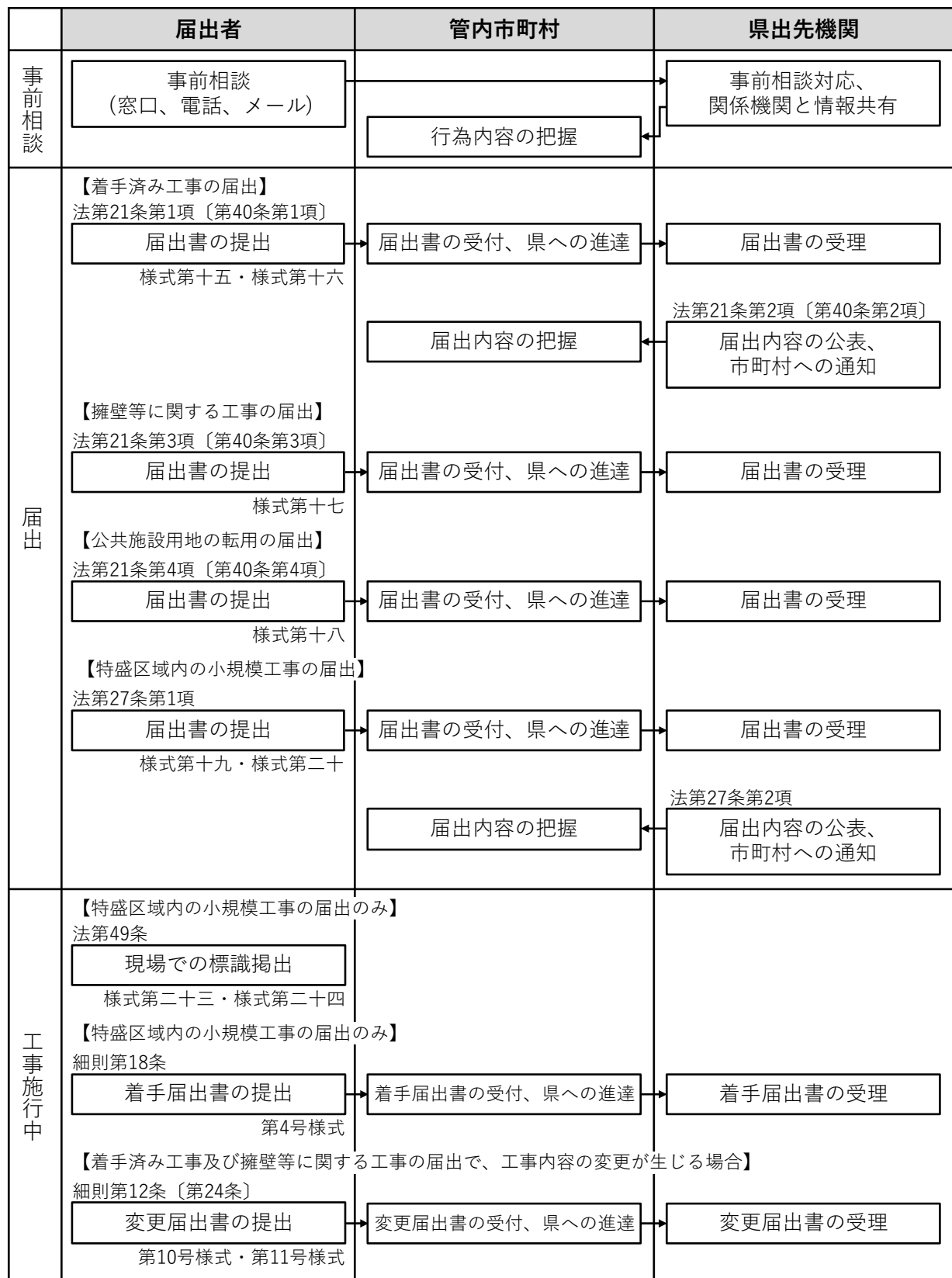


図 3-1 届出に係る手続きの流れ (1/2)

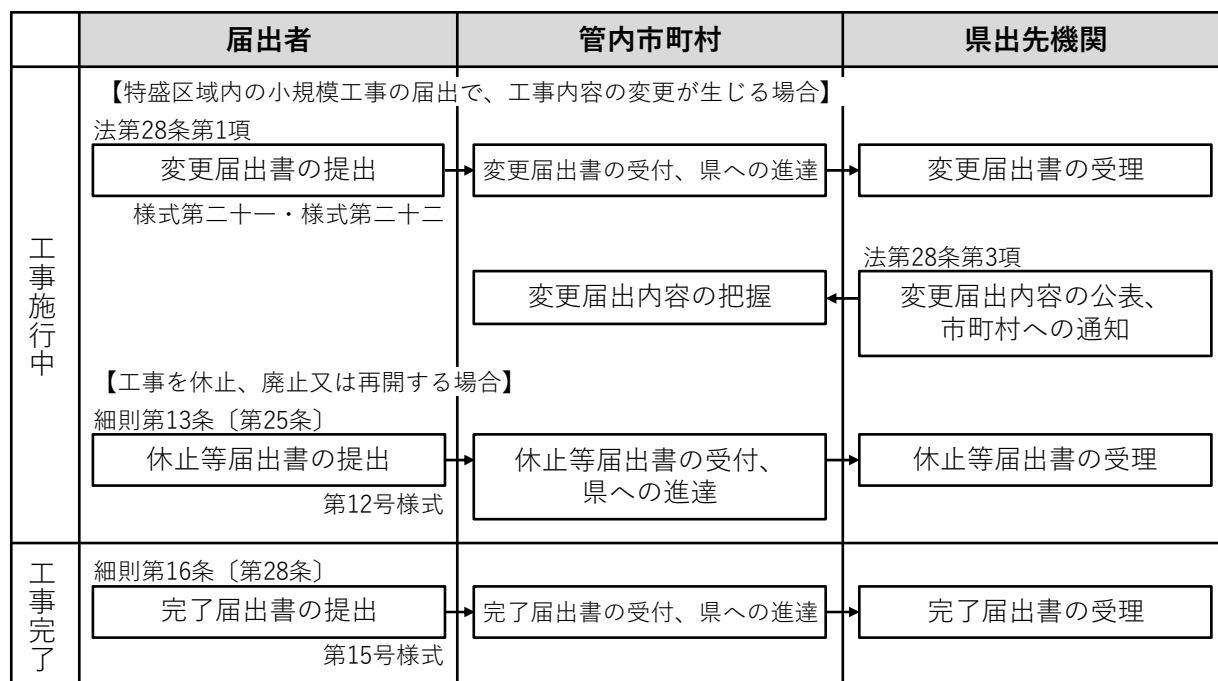


図 3-2 届出に係る手続きの流れ（2/2）

3 事前相談

【解説】

盛土等に関する工事の届出等に当たっては、その計画について、事前に届出等の要否や書類の内容について、許可権者と事前相談を行うことが望ましいです。

事業を計画している人は、計画の具体的な内容が分かる図面等を用意し、「第1章 盛土規制法の概要」p.41-42「表 1-12 問合せ先（県出先機関）」のうち該当する担当窓口へ連絡のうえ、事前相談を行ってください。

事前相談を行う中で、届出等が必要となった場合には届出等の書類を整備し、提出できる状態となりましたら、「第1章 盛土規制法の概要」p.44-45「表 1-16 関係市町村の担当窓口及び書類提出先」のうち該当する担当窓口へ書類を提出してください。

4 届出書等の書類の提出部数

【細則】（書類の提出部数）

第 30 条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、知事が別に定めるものとする。

【解説】

規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事の届出書をはじめとして、この章に記載し

ている工事等の届出、工事完了までに行う各種手続きにおける書類の提出部数は表 3-4 に示すとおりです。

「第 2 章 盛土等に関する工事の許可申請」に記載している許可申請書等は一部本庁担当課が審査・処理を担当しますが、この章に記載している届出書等は、基本的に出先機関が審査・処理を担当します。

なお、盛土等を行う土地が複数の市町村にまたがる場合は、経由する市町村の数によって副本の必要部数が異なりますので、案件ごとに、許可権者にあらかじめ提出部数を確認してください。

表 3-4 届出書等の提出部数※

区分	出先機関が処理するもの
正本	1 部
副本	1 部
届出者控え	1 部
合計	3 部

※ 盛土等を行う土地が複数の市町村にまたがらない場合の提出部数

第2節 届出等に必要な書類等

1 規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事

【省令】（宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法）

第52条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第21条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書が令第23条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

3 土石の堆積に関する工事について、法第21条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。

4 前項の届出書が令第25条第2項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	

※特定盛土等規制区域については、第82条で同様に規定

【細則】（宅地造成等に関する工事等の届出に添付する書類）

第 11 条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 21 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、省令第 52 条第 1 項の届出書に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 省令第 52 条第 2 項の表に掲げる図面
- 二 盛土又は切土をしている土地の断面図
- 三 盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- 四 その他知事が必要と認める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第 21 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、省令第 52 条第 3 項の届出書に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 省令第 52 条第 4 項の表に掲げる図面
- 二 土石の堆積を行っている土地の断面図
- 三 土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- 四 その他知事が必要と認める書類

3・4 略

※特定盛土等規制区域については、第 23 条で同様に規定

【解説】

規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事の届出は、省令で規定する様式に図面や土地付近状況写真を添付してすることとされています。なお、省令では、届出対象のうち一定規模以上の工事について、位置図、地形図及び土地の平面図を添付することが規定されていますが、細則により、届出対象の全ての工事について、省令で規定する図面及び土地の断面図を添付することを規定しています。

(1) 規制区域指定の際に着手済みの工事届出書及び添付書類

規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事の届出に係る様式及び添付書類は、表 3-5 から表 3-8 に示すとおりです。

表 3-5 規制区域指定の際に着手済みの工事の届出書の様式及び添付書類（宅地造成又は特定盛土等）

No.	様式	書類の名称	備考
1	様式第十五	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	・省令第 52 条第 1 項〔第 82 条第 1 項〕
2	-	土地付近状況写真	・省令第 52 条第 2 項〔第 82 条第 1 項〕 ・届出時点における工事の施行状況が確認できるもの

No.	様式	書類の名称	備考
3	-	他法令による許認可書等の写し	・宅地造成又は特定盛土等の実施に関して法令の許可等が必要な場合に提出 ① 許認可済みのものは許認可書の写し ② 届出済みのものは届出書の写し（受付印のあるもの）
4	-	その他必要と認める書類	・細則第 11 条第 1 項第 4 号〔第 23 条第 1 項第 4 号〕
5	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印
6	-	図面	・省令第 52 条第 2 項〔第 82 条第 1 項〕 ・詳細は表 3-6 を参照

表 3-6 規制区域指定の際に着手済みの工事の届出書の添付図面（宅地造成又は特定盛土等）

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	・省令第 52 条第 2 項〔第 82 条第 1 項〕
2	地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・省令第 52 条第 2 項〔第 82 条第 1 項〕 ・等高線は、2 m の標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	・省令第 52 条第 2 項〔第 82 条第 1 項〕 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。
4	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	・細則第 11 条第 1 項第 2 号〔第 23 条第 1 項第 2 号〕 ・盛土又は切土の最大高さ及びのり面の勾配を示すものとする。 ・上記が確認できれば、代表的な 1 断面のみの提出で構わない。

表 3-7 規制区域指定の際に着手済みの工事の届出書の様式及び添付書類（土石の堆積）

No.	様式	書類の名称	備考
1	様式第十六	土石の堆積に関する工事の届出書	・省令第 52 条第 3 項〔第 82 条第 2 項〕
2	-	土地付近状況写真	・省令第 52 条第 4 項〔第 82 条第 2 項〕 ・届出時点における工事の施行状況が確認できるもの
3	-	他法令による許認可書等の写し	・土石の堆積の実施に関して法令の許可等が必要な場合に提出 ① 許認可済みのものは許認可書の写し ② 申請中のものは申請書の写し（受付印のあるもの）
4	-	その他必要と認める書類	・細則第 11 条第 2 項第 4 号〔第 23 条第 2 項第 4 号〕
5	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印
6	-	図面	・省令第 52 条第 4 項〔第 82 条第 2 項〕 ・詳細は表 3-8 を参照

表 3-8 規制区域指定の際に着手済みの工事の届出書の添付図面（土石の堆積）

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	・省令第 52 条第 2 項〔第 82 条第 2 項〕
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・省令第 52 条第 2 項〔第 82 条第 2 項〕 ・等高線は、2 m の標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/2,500 以上	・省令第 52 条第 2 項〔第 82 条第 2 項〕

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
4	土地の断面 図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/2,500 以上	・細則第 11 条第 2 項第 3 号〔第 23 条第 2 項第 3 号〕 ・土石の堆積の最大高さを示すものとする。 ・上記が確認できれば、代表的な 1 断面のみの提出で構わない。

(2) 規制区域指定の際に着手済みの工事の届出書の提出時期及び提出部数

規制区域指定の際に着手済みの工事の届出書は、規制区域の指定の日から 21 日以内に山梨県知事に提出してください。また、届出書の提出部数は、表 3-4 に示すとおりです。

2 擁壁等に関する工事

【省令】（擁壁等に関する工事の届出）

第 55 条 法第 21 条第 3 項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 85 条で同様に規定

【細則】（宅地造成等に関する工事等の届出に添付する書類）

第 11 条 略

2 略

3 法第 21 条第 3 項の規定による届出をしようとする者は、省令第 55 条の届出書に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 位置図

二 擁壁等の除却を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

三 擁壁等の除却後の安全上の措置に関する計画を記載した書類

4 略

※特定盛土等規制区域については、第 23 条で同様に規定

【解説】

擁壁等に関する工事の届出は、省令で規定する様式に、細則で規定する位置図、土地付近状況写真及び擁壁等の除却後の安全上の措置に関する計画を記載した書類を添付してすることとされています。

(1) 擁壁等に関する工事の届出書及び添付書類

擁壁等に関する工事の届出に係る様式及び添付書類は、表 3-9 に示すとおりです。

表 3-9 擁壁等に関する工事の届出書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の名称	備考
1	様式第十七	擁壁等に関する工事の届出書	・省令第 55 条〔第 85 条〕
2	-	位置図	・細則第 11 条第 3 項〔第 23 条第 3 項〕
3	-	土地付近状況写真	・細則第 11 条第 3 項〔第 23 条第 3 項〕 ・除却を行おうとする擁壁等の状況が確認できるもの
4	-	除却後の措置に関する計画を記載した書類	・細則第 11 条第 3 項〔第 23 条第 3 項〕 ・擁壁等を除却した箇所の安全を維持するために実施する計画を記載
5	-	その他必要と認める書類	
6	(任意)	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・届出者は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(2) 擁壁等に関する工事の届出書の提出時期及び提出部数

擁壁等に関する工事の届出書は、当該工事に着手する日の 14 日前までに山梨県知事に提出してください。また、届出書の提出部数は、表 3-4 に示すとおりです。

3 公共施設用地の転用

【省令】（公共施設用地の転用の届出）

第 56 条 法第 21 条第 4 項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 86 条で同様に規定

【細則】（宅地造成等に関する工事等の届出に添付する書類）

第 11 条 略

2・3 略

4 法第 21 条第 4 項の規定による届出をしようとする者は、省令第 56 条の届出書に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 位置図

二 公共施設用地を宅地又は農地に転用した土地の地形図

三 公共施設用地を宅地又は農地に転用した土地及びその付近の状況を明らかにする写真

※特定盛土等規制区域については、第 23 条で同様に規定

【解説】

公共施設用地の転用の届出は、省令で規定する様式に、細則で規定する位置図、地形図及び土

地付近状況写真を添付してすることとされています。

(1) 公共施設用地の転用の届出書及び添付書類

公共施設用地の転用の届出に係る様式及び添付書類は、表 3-10 に示すとおりです。

表 3-10 公共施設用地の転用の届出書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の名称	備考
1	様式第十八	公共施設用地の転用の届出書	・省令第 56 条〔第 86 条〕
2	-	位置図	・細則第 11 条第 4 項第 1 号〔第 23 条第 4 項第 1 号〕
3	-	地形図	・細則第 11 条第 4 項第 2 号〔第 23 条第 4 項第 2 号〕 ・転用した土地全体を含むもの
4	-	土地付近状況写真	・細則第 11 条第 4 項第 3 号〔第 23 条第 4 項第 3 号〕 ・転用した土地の状況が確認できるもの
5	-	その他必要と認める書類	
6	(任意)	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・届出者は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(2) 公共施設用地の転用の届出書の提出時期及び提出部数

公共施設用地の転用の届出書は、対象の公共施設用地を転用した日から 14 日以内に山梨県知事に提出してください。また、届出書の提出部数は、表 3-4 に示すとおりです。

4 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（許可対象規模未満の工事）

【省令】（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出）

第 58 条 特定盛土等に関する工事について、法第 27 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十九の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 第 7 条第 1 項第 1 号及び第 6 号から第 8 号までに掲げる書類（この場合において、同項第 1 号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第 7 号及び第 8 号中「許可を受け」とあるのは「届出し」と読み替えるものとする。）
- 二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第 27 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、別記様

式第二十の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

三 第7条第2項第1号及び第4号から第6号までに掲げる書類（この場合において、同項第1号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第5号及び第6号中「許可を受け」とあるのは「届出し」と読み替えるものとする。）

四 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

【解説】

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出は、省令で規定する様式及び必要な図面等を添付してすることとされています。

(1) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書及び添付書類

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る様式及び添付書類は、表 3-11 から表 3-14 に示すとおりです。

表 3-11 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事の届出書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の名称	備考
1	様式第十九	特定盛土等に関する工事の届出書	・ 省令第 58 条第 1 項
2	-	土地付近状況写真	・ 省令第 7 条第 1 項第 6 号
3	-	届出者の証明書類 【個人の場合】 ・ 氏名及び住所を証する書類 【法人の場合】 ・ 登記事項証明書 ・ 役員の氏名及び住所を証する書類	・ 省令第 7 条第 1 項第 7 号及び第 8 号 ・ 届出者本人又は法人の場合は役員の氏名及び住所を証する書類として、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものを提出
4	-	他法令による許認可書等の写し	・ 特定盛土等の実施に関して法令の許可等が必要な場合に提出 ① 許認可済みのものは許認可書の写し ② 申請中のものは申請書の写し（受付印のあるもの）
5	-	その他必要と認める書類	

No.	様式	書類の名称	備考
6	(任意)	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印
7	-	図面	・省令第 58 条第 1 項第 1 号 ・詳細は表 3-12 を参照

表 3-12 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事の届出書の添付図面

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・等高線は、2 m の標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、届出書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	・高低差の著しい箇所について作成すること。
5	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、 ^{のり} 内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	
6	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が 2 以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/500 以上	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
7	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/500 以上	
8	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/500 以上	
9	崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/500 以上	
10	崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/500 以上	・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

表 3-13 特定盛土等規制区域内において行われる土石の堆積に関する工事の届出書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の名称	備考
1	様式第二十	土石の堆積に関する工事の届出書	・省令第 58 条第 2 項
2	-	土地付近状況写真	・省令第 7 条第 2 項第 4 号
3	-	届出者の証明書類 【個人の場合】 ・氏名及び住所を証する書類 【法人の場合】 ・登記事項証明書 ・役員の氏名及び住所を証する書類	・省令第 7 条第 2 項第 5 号及び第 6 号 ・届出者本人又は法人の場合は役員の氏名及び住所を証する書類として、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものを提出
4	-	他法令による許認可書等の写し	・土石の堆積の実施に関して法令の許可等が必要な場合に提出 ① 許認可済みのものは許認可書の写し ② 申請中のものは申請書の写し（受付印のあるもの）
5	-	その他必要と認める書類	

No.	様式	書類の名称	備考
6	(任意)	委任状	・ 代理人が手続きを行う場合に提出 ・ 工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印
7	-	図面	・ 省令第 58 条第 2 項第 1 号 ・ 詳細は表 3-14 を参照

表 3-14 特定盛土等規制区域内において行われる土石の堆積に関する工事の届出書の添付図面

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・ 等高線は、2 m の標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/2,500 以上	・ 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・ 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、届出書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	

(2) 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書の提出時期及び提出部数

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書は、当該工事に着手する日の 30 日前までに山梨県知事に提出してください。また、届出書の提出部数は、表 3-4 に示すとおりです。

5 盛土規制法に適合していることの証明

【細則】（省令第 88 条に規定する書面の交付）

第 29 条 省令第 88 条に規定する書面の交付を受けようとする者は、宅地造成等に関する証明書交付申請

書（第 16 号様式）に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 位置図
- 二 地形図
- 三 土地の平面図
- 四 土地の断面図
- 五 その他知事が必要と認める書類

【解説】

省令第 88 条に規定する証明書の交付申請は、細則で規定する様式に、位置図や土地の平面図、土地付近状況写真等を添付してすることとされています。

(1) 宅地造成等に関する証明書交付申請に係る手数料

省令第 88 条に規定する証明事務は、山梨県証明事務手数料条例第 2 条第 11 号に規定する事務に位置付けられており、申請 1 件につき 400 円の証明手数料を納付する必要があります。

(2) 宅地造成等に関する証明書交付申請書の様式及び添付書類

宅地造成等に関する証明書の交付申請に係る様式及び添付書類は、表 3-15 及び表 3-16 に示すとおりです。

表 3-15 宅地造成等に関する証明書交付申請書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の名称	備考
1	第 16 号様式	宅地造成等に関する証明書 交付申請書	・細則第 29 条
2	-	手数料	・(1)を参照
3	-	政省令に規定する災害の発生のおそれがないと認められる工事に該当することを証する書類	・政令第 5 条第 1 号から第 4 号又は省令第 8 条第 1 号から第 7 号までに該当することの証明を求める場合に提出
4	-	その他必要と認める書類	・細則第 29 条第 5 号 ・土地付近状況写真等、証明に当たり必要と認められる場合に提出
5	(任意)	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・申請者は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印
6	-	図面	・詳細は表 3-16 を参照

表 3-16 宅地造成等に関する証明書交付申請書の添付図面

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	・細則第 29 条第 1 号
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	・細則第 29 条第 2 号 ・等高線は、2 m の標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	・細則第 29 条第 3 号 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、届出書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	・細則第 29 条第 4 号 ・高低差の著しい箇所について作成すること。
5	土地の求積平面図	盛土又は切土をする土地の面積	(任意)	・省令第 8 条第 9 号に該当することの証明を求める場合に提出 ・盛土又は切土をする土地の面積について作成すること。

(3) 宅地造成等に関する証明書交付申請書の提出部数

宅地造成等に関する証明書交付申請書は、建築基準法に基づく建築確認申請の際に、建築確認審査機関から盛土規制法に適合していることを証する書面の添付を求められた場合などで随時山梨県知事に提出してください。申請書の提出部数は、表 3-4 に示すとおりです。

第3節 届出から工事完了までの具体的な手続き

1 工事の届出に係る公表

対象は、規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事及び特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事です。

規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事

【法】（工事等の届出）

第21条 略

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3・4 略

※特定盛土等規制区域については、第40条で同様に規定

【省令】（宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表の方法）

第53条 法第21条第2項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

※特定盛土等規制区域については、第83条で同様に規定

【省令】（宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項）

第54条 法第21条第2項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※特定盛土等規制区域については、第84条で同様に規定

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

【法】（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等）

第27条 略

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3～5 略

【省令】（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表の方法）

第 59 条 法第 27 条第 2 項（法第 28 条第 3 項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、第 9 条に規定するところにより行うものとする。

【省令】（宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法）

第 9 条 法第 12 条第 4 項（法第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

【省令】（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項）

第 60 条 法第 27 条第 2 項の主務省令で定める事項は、第 54 条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第 1 号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。

【解説】

盛土等に関する工事のうち、許可を受けた工事だけでなく届出のあった工事についても、工事の内容が公表されるとともに関係市町村長に通知されます。これは、県民や関係市町村が不法・危険な盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的に規定されたものです。

（1）公表対象となる工事

次に示す工事が公表の対象となります。

- ・ 盛土規制法に基づく規制開始時点において着手済みかつ届出のあった盛土等に関する工事
- ・ 盛土規制法に基づく規制開始日以降に特定盛土等規制区域内において届出のあった特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

（2）公表の方法

省令第 9 条、第 53 条及び第 83 条の規定に基づき、山梨県のホームページに公表事項を掲載します。（現在、準備中）

<https://www.pref.yamanashi.jp/morido/moridokiseihou.html>

（3）公表事項

公表される事項は、表 3-17 に示すとおりです。

なお、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、表中の「⑧崖面崩壊防止施設の有無」も公表の対象となります。これは、建築物を建築しようとする者及び建築確認を行う特定行政庁又は指定確認検査機関が、その土地について崖面崩壊防止施設の有無を把握できるようにするため、省令第 60 条（省令第 54 条を準用）に規定されている事項に加えて追加するものです。

表 3-17 公表事項

根拠法令	公表事項
法第 21 条第 2 項 〔第 40 条第 2 項〕 省令第 54 条各号 〔第 83 条〕 法第 27 条第 2 項 省令第 60 条	① 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図 ② 工事の届出年月日 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日 ⑤ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ ⑥ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 ⑦ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量 ⑧ 崖面崩壊防止施設の有無※

※ 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事のみ対象。

2 現場での標識掲出

対象は、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事です。

【法】（標識の掲示）

第 49 条 第 12 条第 1 項若しくは第 30 条第 1 項の許可を受けた工事主又は第 27 条第 1 項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

【省令】（標識の様式及び記載事項）

第 87 条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 49 条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第 49 条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。

3 法第 49 条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 現場管理者の氏名又は名称
- 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

【解説】

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出をし

た工事主は、工事現場の見やすい場所に、必要事項を記載した標識を掲出する必要があります。

なお、都市計画法開発許可の申請をし、特定盛土等に関する工事について届出をしたものとみなされた工事でも現場での標識掲出の対象となります。

(1) 現場での標識掲出の対象となる工事

次に示す工事が現場での標識掲出の対象となります。

- ・ 盛土規制法に基づく規制開始日以降に特定盛土等規制区域内において届出のあった特定盛土等又は土石の堆積に関する工事
- ・ 盛土規制法第 28 条第 5 項の規定により、届出をしたものとみなされる特定盛土等に関する工事の許可申請書

(2) 標識の様式

標識の様式は、省令第 87 条第 1 項に規定されています。詳細は、省令別記様式第二十三（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）及び第二十四（土石の堆積に関する工事）を参照してください。

(3) 標識の記載事項

標識に記載する必要のある事項は、表 3-18 に示すとおりです。

表 3-18 標識の記載事項

根拠法令	記載事項
法第 49 条 省令第 87 条第 3 項	① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人においてはその代表者の氏名 ② 工事の届出年月日 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 現場管理者の氏名又は名称 ⑤ 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日 ⑥ 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量 ⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪ 届出を担当した山梨県の担当部局の名称及び連絡先

3 工事着手の届出

対象は、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事です。

【細則】（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手の届出）

第 18 条 法第 27 条第 1 項の規定により届出をした者又は法第 30 条第 1 項の許可（法第 34 条第 1 項の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む。）を受けた者は、当該届出又は許可に係る工事に着手したときは、宅地造成等に関する工事の着手届出書（第 7 号様式）の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、速やかに知事に提出しなければならない。

- 一 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程表
- 二 法第 49 条の規定により工事主が掲げる標識の掲示状況を明らかにする写真

【解説】

許可権者が盛土等に関する工事の進捗状況を把握することを目的に、特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出をした工事主は、当該工事に着手したときは、速やかにその旨を山梨県知事に届け出る必要があります。

(1) 工事着手の届出の対象となる工事

次に示す工事が工事着手の届出の対象となります。

- ・ 盛土規制法に基づく規制開始日以降に特定盛土等規制区域内において届出のあった特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

(2) 工事着手の考え方

工事着手の時点の考え方は、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の購入の段階ではなく、工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質の変更又は土石の堆積が行われた時点とします。

(3) 着手届出書及び添付書類

工事着手の届出に係る様式及び添付書類は、表 3-19 に示すとおりです。

表 3-19 着手届出書の様式及び添付書類（特定盛土等と土石の堆積で共通）

No.	様式	書類の名称	備考
1	第 7 号様式	宅地造成等に関する工事の着手届出書	・ 細則第 18 条
2	(任意)	工程表	・ 細則第 18 条第 1 号 ・ 届出時に提出した工程表より詳細な工程が決まっている場合はその工程表
3	-	標識の掲示状況を明らかにする写真	・ 細則第 18 条第 2 号
4	-	その他必要と認める書類	

No.	様式	書類の名称	備考
5	(任意)	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(4) 着手届出書の提出時期及び提出部数

着手届出書は、当該工事に着手したら速やかに山梨県知事に提出してください。また、届出書の提出部数は、表 3-4 に示すとおりです。

4 変更の届出

対象は、規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事、擁壁等に関する工事及び特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事です。

規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事及び擁壁等に関する工事

【細則】(宅地造成等に関する届出工事の変更の届出)

第 12 条 法第 21 条第 1 項の規定による届出をした者で、当該届出に係る事項を変更しようとするものは、宅地造成等に関する届出工事の変更届出書(第 10 号様式)に、前条第 1 項各号又は第 2 項各号に掲げる書類のうち宅地造成等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

2 法第 21 条第 3 項の規定による届出をした者で、当該届出に係る事項を変更しようとするものは、擁壁等に関する工事の変更届出書(第 11 号様式)に、前条第三項各号に掲げる書類のうち擁壁等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 24 条で同様に規定

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

【法】(変更の届出等)

第 28 条 前条第 1 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の 30 日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第 5 項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。

3 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、第 1 項の規定による届出について準用する。

【省令】(変更の届出)

第 61 条 特定盛土等に関する工事について、法第 28 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十一の届出書に、第 58 条第 1 項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第 28 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、別記様

式第二十二の届出書に、第 58 条第 2 項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

【解説】

規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事及び擁壁等に関する工事の届出をした後、届出に係る工事の計画を変更しようとする場合、変更の届出をする必要があります。このうち、規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事については、変更する計画の内容が当初の計画の延長と判断できないものは、変更の届出ではなく、許可を受ける必要があります。

特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出をした後、届出に係る工事の計画を変更しようとする場合は、変更の届出をする必要があります。工事の変更計画が軽微な変更（「第 2 章第 5 節 4 軽微な変更の届出」参照）に該当する場合、届出は不要です。なお、都市計画法開発許可を申請し、盛土規制法に基づく届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事については、都市計画法の変更の許可の申請することにより、盛土規制法の変更の届出をしたものとみなされます。

(1) 変更の届出の対象となる工事

次に示す工事が変更の届出の対象となります。

- ・ 盛土規制法に基づく規制開始時点において着手済みかつ届出のあった盛土等に関する工事
- ・ 擁壁等に関する工事
- ・ 盛土規制法に基づく規制開始日以降に特定盛土等規制区域内において届出のあった特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

(2) 変更届出書及び添付書類

変更の届出に係る様式及び添付書類は、表 3-20 から表 3-23 に示すとおりです。

表 3-20 変更届出書の様式及び添付書類(規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事)

No.	様式	書類の名称	備考
1	第 10 号様式	宅地造成等に関する届出工事の変更届出書	・ 細則第 12 条第 1 項〔第 24 条第 1 項〕
2	-	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	・ 細則第 12 条第 1 項〔第 24 条第 1 項〕 ・ 届出書の添付書類のうち、該当する書類について、変更前後が分かるように記入(変更前は朱書き)
3	-	その他必要と認める書類	
4	(任意)	委任状	・ 代理人が手続きを行う場合に提出 ・ 工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

表 3-21 変更届出書の様式及び添付書類（擁壁等に関する工事）

No.	様式	書類の名称	備考
1	第 11 号様式	擁壁等に関する工事の変更届出書	・細則第 12 条第 2 項〔第 24 条第 2 項〕
2	-	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	・細則第 12 条第 2 項〔第 24 条第 2 項〕 ・届出書の添付書類のうち、該当する書類について、変更前後が分かるように記入（変更前は朱書き）
3	-	その他必要と認める書類	
4	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

表 3-22 変更届出書の様式及び添付書類（特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事）

No.	様式	書類の名称	備考
1	様式第二十一	特定盛土等に関する工事の変更届出書	・省令第 61 条第 1 項
2	-	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	・省令第 61 条第 1 項 ・届出書の添付書類のうち、該当する書類について、変更前後が分かるように記入（変更前は朱書き）
3	-	その他必要と認める書類	
4	（任意）	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

表 3-23 変更届出書の様式及び添付書類（特定盛土等規制区域内において行われる土石の堆積に関する工事）

No.	様式	書類の名称	備考
1	様式第二十二	土石の堆積に関する工事の変更届出書	・省令第 61 条第 2 項
2	-	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	・省令第 61 条第 2 項 ・届出書の添付書類のうち、該当する書類について、変更前後が分かるように記入（変更前は朱書き）
3	-	その他必要と認める書類	

No.	様式	書類の名称	備考
4	(任意)	委任状	・ 代理人が手続きを行う場合に提出 ・ 工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(3) 変更届出書の提出時期及び提出部数

規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事及び擁壁等に関する工事の変更届出書は、届出に係る工事の計画を変更する前に速やかに山梨県知事に提出してください。また、特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更届出書は、当該変更後の工事に着手する日の 30 日前までに山梨県知事に提出してください。変更届出書の提出部数は、表 3-4 に示すとおりです。

5 工事の休止等の届出

対象は、規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事、擁壁等に関する工事及び特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事です。

【細則】（宅地造成等に関する工事の休止等の届出）

第 13 条 宅地造成等に関する工事について法第 12 条第 1 項の許可（法第 15 条第 1 項の規定により法第 12 条第 1 項の許可を受けたものとみなされるものを含む。）を受けた者又は法第 21 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出をした者で、当該工事を休止し、又は廃止しようとするものは、速やかに宅地造成等に関する工事の休止等届出書（第 12 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により宅地造成等に関する工事の休止の届出をした者で、当該工事を再開しようとするものは、宅地造成等に関する工事の休止等届出書（第 12 号様式）に、宅地造成等に関する工事の工程表を添付して、知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 25 条で同様に規定

【解説】

盛土等に関する工事を休止し、若しくは廃止しようとするとき、又は休止した工事を再開しようとするときは、速やかにその旨を山梨県知事に届け出る必要があります。

なお、都市計画法開発許可を申請し、盛土規制法の届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事については、都市計画法における手続きを別途行ってください。

(1) 休止等の届出の対象となる工事

次に示す工事が休止等の届出の対象となります。

- ・ 盛土規制法に基づく規制開始時点において着手済みかつ届出のあった盛土等に関する工事
- ・ 擁壁等に関する工事
- ・ 盛土規制法に基づく規制開始日以降に特定盛土等規制区域内において届出のあった特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

(2) 休止等届出書及び添付書類

工事の休止等の届出に係る様式及び添付書類は、表 3-24 に示すとおりです。

表 3-24 休止等届出書の様式及び添付書類（工事の種別にかかわらず共通）

No.	様式	書類の名称	備考
1	第 12 号様式	宅地造成等に関する工事の 休止等届出書	・細則第 13 条〔第 25 条〕
2	(任意)	工程表	・細則第 13 条第 2 項〔第 25 条第 2 項〕 ・休止した工事を再開しようとする場合に提出
3	-	その他必要と認める書類	
4	(任意)	委任状	・代理人が手続きを行う場合に提出 ・工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は 朱肉で捺印

(3) 休止等届出書の提出時期及び提出部数

休止等届出書は、当該工事を休止し、若しくは廃止しようとするとき、又は休止した工事を再開しようとするときに、速やかに山梨県知事に提出してください。また、届出書の提出部数は、表 3-4 に示すとおりです。

6 完了の届出

対象は、規制区域指定の際に着手済みの盛土等に関する工事、擁壁等に関する工事及び特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事です。

【細則】（宅地造成等に関する届出工事の完了の届出）

第 16 条 法第 21 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、宅地造成等に関する届出工事の完了届出書（第 15 号様式）に、当該届出に係る工事が完了した土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して、知事に提出しなければならない。

※特定盛土規制区域については、第 28 条で同様に規定

【解説】

届出をした盛土等に関する工事が完了したときは、速やかにその旨を山梨県知事に届け出る必要があります。

なお、都市計画法開発許可を申請し、盛土規制法の届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事については、都市計画法における手続きを別途行ってください。

(1) 完了の届出の対象となる工事

次に示す工事が完了の届出の対象となります。

- ・ 盛土規制法に基づく規制開始時点において着手済みかつ届出のあった盛土等に関する工事
- ・ 擁壁等に関する工事
- ・ 盛土規制法に基づく規制開始日以降に特定盛土等規制区域内において届出のあった特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

(2) 完了届出書及び添付書類

完了の届出に係る様式及び添付書類は、**表 3-25** に示すとおりです。

表 3-25 完了届出書の様式及び添付書類

No.	様式	書類の名称	備考
1	第 15 号様式	宅地造成等に関する届出工事の完了届出書	・ 細則第 16 条〔第 28 条〕
2	-	土地付近状況写真	・ 細則第 16 条〔第 28 条〕 ・ 工事の完了が確認できるもの
3	-	その他必要と認める書類	
4	(任意)	委任状	・ 代理人が手続きを行う場合に提出 ・ 工事主は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印

(3) 完了届出書の提出時期及び提出部数

完了届出書は、当該工事が完了したときに、速やかに山梨県知事に提出してください。また、完了届出書の提出部数は、**表 3-4** に示すとおりです。

第4節 巻末資料（届出等の手続きの様式集）

本節では、第2節及び第3節に記載している届出等の手続きに使用する各種様式を収録しています。様式のオリジナルファイル（Word ファイル）は県ホームページに掲載しておりますので、必要に応じてダウンロードしてご活用ください。

1 省令で規定する様式

様式第十五	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書.....	205
様式第十六	土石の堆積に関する工事の届出書.....	206
様式第十七	擁壁等に関する工事の届出書.....	207
様式第十八	公共施設用地の転用の届出書.....	208
様式第十九	特定盛土等に関する工事の届出書.....	209
様式第二十	土石の堆積に関する工事の届出書.....	211
様式第二十一	特定盛土等に関する工事の変更届出書.....	213
様式第二十二	土石の堆積に関する工事の変更届出書.....	215
様式第二十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識.....	217
様式第二十四	土石の堆積に関する工事の標識.....	218

2 細則で規定する様式

第4号様式	宅地造成等に関する工事の着手届出書.....	219
第10号様式	宅地造成等に関する届出工事の変更届出書.....	220
第11号様式	擁壁等に関する工事の変更届出書.....	221
第12号様式	宅地造成等に関する工事の休止等届出書.....	222
第15号様式	宅地造成等に関する届出工事の完了届出書.....	223
第16号様式	宅地造成等に関する証明書交付申請書.....	224

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

工事主 住所
氏名

印

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 1 項
第 40 条第 1 項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名		
2	工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
3	工事をしている 土地の面積	平方メートル	
4	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土	
5	盛土又は切土の高さ	メートル	
6	盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル	
7	盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル
		切 土	立方メートル
8	工事着手年月日	年 月 日	
9	工事完了予定年月日	年 月 日	
10	工事の進捗状況		
11	届出代理人の住所、氏名 及び連絡先		

〔注意〕

- 1 工事主又は 1 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 4 11 欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付してください。

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

工事主 住所
氏名

印

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 1 項
第 40 条第 1 項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名	
2	工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3	工事をしている 土地の面積	平方メートル
4	土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
5	土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
6	土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
7	工事着手年月日	年 月 日
8	工事完了予定年月日	年 月 日
9	工事の進捗状況	
10	届出代理人の住所、氏名 及び連絡先	

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 10欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付してください。

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所
氏名

印

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 3 項
第 40 条第 3 項} の規定により、下記の工事について届
け出ます。

記

1 工事が行われる土地の 所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日
5 届出代理人の住所、氏名 及び連絡先	

〔注意〕

- 1 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 5 欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付してください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所
氏名

印

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 4 項
第 40 条第 4 項} の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の 所在地及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年 月 日	年 月 日
6 届出代理人の住所、氏名 及び連絡先	

〔注意〕

- 1 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 6 欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付してください。

様式第十九

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所

氏名

印

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有 ・ 無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル

	へ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル
	ト 崖 面 の 保 護 の 方 法				
	チ 崖 面 以 外 の 地 表 面 の 保 護 の 方 法				
	リ 工 事 中 の 危 害 防 止 の た め の 措 置				
	ヌ そ の 他 の 措 置				
ル 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日				
ヲ 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日				
ワ 工 程 の 概 要					
11	そ の 他 必 要 な 事 項				
12	届出代理人の住所、氏名 及 び 連 絡 先				
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 6 9 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 7 11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 8 12 欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付してください。					

様式第二十

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所

氏名

印

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅 メートル

	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	ヌ 工事中の危害防止のための措置		
	ル その他の措置		
	ヲ 工事着手予定年月日	年	月 日
	ワ 工事完了予定年月日	年	月 日
	カ 工程の概要		
8	その他必要な事項		
9	届出代理人の住所、氏名及び連絡先		
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 7 9 欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付してください。			

様式第二十一

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所

氏名

印

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有 ・ 無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル

	へ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル
	ト 崖 面 の 保 護 の 方 法				
	チ 崖 面 以 外 の 地 表 面 の 保 護 の 方 法				
	リ 工 事 中 の 危 害 防 止 の た め の 措 置				
	ヌ そ の 他 の 措 置				
ル 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日				
ヲ 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日				
ワ 工 程 の 概 要					
11	そ の 他 必 要 な 事 項				
12	変 更 の 理 由				
13	届 出 代 理 人 の 住 所 、 氏 名 及 び 連 絡 先				
注意 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 6 9 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 7 11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 8 13 欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付してください。					

様式第二十二

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所

氏名

印

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地に おける地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅 メートル

	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	ヌ 工事中の危害防止のための措置		
	ル その他の措置		
	ヲ 工事着手予定年月日	年	月 日
	ワ 工事完了予定年月日	年	月 日
	カ 工程の概要		
8	その他の必要な事項		
9	変更の理由		
10	届出代理人の住所、氏名及び連絡先		
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7 欄りは、鋼矢板を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 7 10 欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付してください。			

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90 センチメートル以上					
70 センチメートル以上	{ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 } 済標識 { 特定盛土等に関する工事の届出 }				
	1	工 事 主 の 住 所 氏 名			見 取 図
	2	許 可 番 号	第 号		
	3	許 可 又 は 届 出 年 月 日	年 月 日		
	4	工 事 施 行 者 の 氏 名			
	5	現 場 管 理 者 の 氏 名			
	6	盛 土 又 は 切 土 の 高 さ	メートル		
	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	8	盛 土 又 は 切 土 の 土 量	盛土	立方メートル	
			切土	立方メートル	
	9	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日		
	10	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先				
12	許 可 又 は 届 出 担 当 の 都 道 府 県 部 局 名 称 連 絡 先				
50 センチメートル以上					

〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識

90 センチメートル以上				
70 センチメートル以上	土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			見 取 図
	1	工 事 主 の 住 所 氏 名		
	2	許 可 番 号	第 号	
	3	許 可 又 は 届 出 年 月 日	年 月 日	
	4	工 事 施 行 者 の 氏 名		
	5	現 場 管 理 者 の 氏 名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	9	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	
	10	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先			
50 センチメートル以上				

〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

第4号様式（第5条、第18条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所
氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成等に関する工事の着手届出書

宅地造成等に関する工事に着手したので、次のとおり届け出ます。

1 許可年月日及び許可番号	年 月 日 山梨県指令 第 号
2 協議同意年月日及び番号	年 月 日 第 号
3 届出年月日	年 月 日
4 工事をする土地の所在地 及び地番	
5 工事着手年月日	年 月 日
6 工事完了予定年月日	年 月 日
7 工事施行者の住所及び氏 名	
8 現場管理者の氏名及び連 絡先	
9 届出代理人の住所、氏名及 び連絡先	

注1 1 欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の規定による許可を受けた者が記入すること。

2 2 欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項又は第34条第1項の規定による協議が成立した者が記入すること。

3 3 欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定による届出をした者が記入すること。

4 7 欄の工事施行者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

5 9 欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所
氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成等に関する届出工事の変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法（第 21 条第 1 項・第 40 条第 1 項）の規定により届け
出た宅地造成等に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

1 届出年月日	年 月 日
2 工事をしている土地の所在地及び地番	
3 工事をしている土地の面積	m ²
4 変更する事項	
5 変更の理由	
6 届出代理人の住所、氏名及び連絡先	

- 注 1 届出書の括弧内は、いずれか該当するものに○印を付すこと。
- 2 1 欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 21 条第 1 項又は第 40 条第 1 項の規
定による届出をした年月日を記入すること。
- 3 6 欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所
氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

擁壁等に関する工事の変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法（第 2 1 条第 3 項・第 4 0 条第 3 項）の規定により届け
出た擁壁等に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

1 届出年月日	年 月 日
2 工事を行っている土地の所在地及び地番	
3 行おうとする工事の種類及び内容	
4 変更する事項	
5 変更の理由	
6 届出代理人の住所、氏名及び連絡先	

- 注 1 届出書の括弧内は、いずれか該当するものに○印を付すこと。
- 2 1 欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 2 1 条第 3 項又は第 4 0 条第 3 項の規
定による届出をした年月日を記入すること。
- 3 6 欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付すること。

第 12 号様式（第 13 条、第 25 条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所
氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成等に関する工事の休止等届出書

宅地造成等に関する工事を次のとおり（休止・再開・廃止）したいので、届け出ます。

1 許可年月日及び許可番号	年 月 日 山梨県指令 第 号
2 協議同意年月日及び番号	年 月 日 第 号
3 届出年月日	年 月 日
4 土地の所在地及び地番	
5 休止、再開又は廃止の理由	
6 工事の進捗の状況及び防災措置	
7 届出代理人の住所、氏名及び連絡先	

注 1 届出書の括弧内は、いずれか該当するものに○を付すこと。

- 1 欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による許可を受けた者が記入すること。
- 2 欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の規定による協議が成立した者が記入すること。
- 3 欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 21 条第 1 項若しくは第 3 項、第 27 条第 1 項又は第 40 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出をした者が記入すること。
- 7 欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付すること。

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 住所
氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成等に関する届出工事の完了届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法（第 21 条第 1 項・第 21 条第 3 項・第 27 条第 1 項・第 40 条第 1 項・第 40 条第 3 項）の規定により届け出た宅地造成等に関する工事が次のとおり完了したので、届け出ます。

1 届出年月日	年 月 日
2 工事をした土地の所在地及び地番	
3 工事施行者の住所及び氏名	
4 工事完了年月日	年 月 日
5 届出代理人の住所、氏名及び連絡先	

注 1 届出書の括弧内は、いずれか該当するものに○印を付すこと。

- 2 1 欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 21 条第 1 項若しくは第 3 項、第 27 条第 1 項又は第 40 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出をした年月日を記入すること。
- 3 3 欄の工事施行者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 4 5 欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付すること。

第16号様式 (第29条関係)

宅地造成等に関する証明書交付申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第８条の規定により、宅地造成等に關する証明書の交付を申請します。				
年 月 日				
山梨県知事 殿				
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 印				
１　建築(建設)敷地の所在地及び地番				
２　該当条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 ☐ 第１２条第１項 ☐ 第１６条第１項 ☐ 第３０条第１項 ☐ 第３５条第１項			
３　建築(建設)計画の概要	宅地造成等	有・無	盛土又は切土の面積	m ²
	用途		敷地面積	m ²
	工事の種別	直営・請負	建築面積	m ²
			延べ床面積	m ²
４　その他の事項				
５　申請代理人の住所、氏名及び連絡先				

※ 上記の建築（建設）計画については、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合することを証明します。

年 月 日

山梨県知事 印

注1 ※のある欄は、記入しないこと。

2 2 欄の□については、該当するものにレを付すこと。

3 5 欄は、代理人が手続をする場合に記入し、委任状を添付すること。